

教 総 第 2 2 9 4 号  
令和2年(2020年)3月19日

各 課 長  
各 教 育 局 長  
各 所 管 機 関 の 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長  
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育庁総務政策局総務課長

旅費計算に係る鉄道賃の取扱いについての一部改正について(通知)  
旅費計算に係る鉄道賃の取扱いについて(平成30年3月30日付け教給第1476号北海道教育庁  
教育職員局給与課長通知)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和2年(2020年)4月  
1日以後に出発する旅行から適用することとしたので通知します。

(給与制度グループ)

新旧対照表

○旅費計算に係る鉄道賃の取扱いについて（通知）

新	旧
<p>1 割引料金の適用 旅費計算に係る鉄道賃の割引料金の適用については、次のとおり取り扱うこととします。</p> <p>(1) 「通常の方法」として旅費計算の対象とする割引きっぷ 道内における次の割引きっぷについては、条例第7条に規定する「通常の方法」として旅費計算の対象とする。（道外における同様の割引きっぷを含む。） ア 乗車券往復割引きっぷ イ 指定席往復割引きっぷ（Rきっぷ） ウ 自由席往復割引きっぷ（Sきっぷ）</p> <p>(2) 旅費計算の対象とする区間 次の場合において、割引きっぷを利用して旅行を行うことが最も経済的であるときは、当該割引きっぷの額に基づいて旅費を計算する。 ただし、Rきっぷ又はSきっぷの設定がある区間でも、<u>片道50キロメートル未満の区間</u>（Sきっぷについては、2に規定する旅行命令権者が特別急行列車を利用して旅行する必要があると認められた区間を除く。）については、条例第13条第2項第1号の規定により旅費計算の対象としないこと。 ア 往復の乗降区間と割引きっぷの設定区間が同一である場合 イ 往復の乗降区間が割引きっぷの設定区間に含まれる場合 ウ 往復の乗降区間の一部に割引きっぷの設定区間が含まれる場合</p> <p>(3) 特別急行料金及び座席指定料金の支給 ア 「乗車券往復割引きっぷ」により旅費計算を行う場合で、<u>片道50キロメートル以上の区間</u>については、<u>特別急行料金（2に基づき、運賃に加算して支給される特別急行料金を含む。）を、また、片道100キロメートル以上の区間</u>については、特別急行料金及び座席指定料金を加算して支給できること。 イ （現行どおり） ウ 「乗車券往復割引きっぷ」又はSきっぷにより旅費計算を行う場合で、片道100キロメートル未満で全席指定の場合については、座席指定料金を加算して支給できること。</p> <p>(4) 旅行命令の変更等があった場合の取扱い 割引きっぷの購入後において、旅行命令の変更等があった場合は、次によるものとする。 ア （現行どおり） イ 公務の都合による旅行命令の変更により、鉄道の利用日が割引きっぷの有効期間から外れる場合にあっては、割引きっぷを利用しない場合の計算による鉄道賃（概算払を行った場合にあっては、割引きっぷを利用しない場合の計算による鉄道賃と割引きっぷにより計算した鉄道賃の差額）を旅費（鉄道賃）として支給するとともに、所定の払い戻し手続きをとったにもかかわらず払い戻しを受けることができなかった額</p>	<p>1 割引料金の適用 旅費計算に係る鉄道賃の割引料金の適用については、次のとおり取り扱うこととします。</p> <p>(1) 「通常の方法」として旅費計算の対象とする割引切符 道内における次の割引切符については、条例第7条に規定する「通常の方法」として旅費計算の対象とする。（道外における同様の割引切符を含む。） ア 乗車券往復割引きっぷ イ 指定席往復割引きっぷ（Rきっぷ） ウ 自由席往復割引きっぷ（Sきっぷ）</p> <p>(2) 旅費計算の対象とする区間 次の場合において、割引切符を利用して旅行を行うことが最も経済的であるときは、当該割引切符の額に基づいて旅費を計算する。 ただし、Rきっぷ又はSきっぷの設定がある区間でも、<u>片道100キロメートル未満の区間</u>（Sきっぷについては、2に規定する旅行命令権者が特別急行列車を利用して旅行する必要があると認められた区間を除く。）については、条例第13条第2項第1号の規定により旅費計算の対象としないこと。 ア 往復の乗降区間と割引切符の設定区間が同一である場合 イ 往復の乗降区間が割引切符の設定区間に含まれる場合 ウ 往復の乗降区間の一部に割引切符の設定区間が含まれる場合</p> <p>(3) 特別急行料金及び座席指定料金の支給 ア 「乗車券往復割引きっぷ」により旅費計算を行う場合で、<u>片道100キロメートル以上の区間</u>については、<u>特別急行料金（2に基づき、運賃に加算して支給される特別急行料金を含む。）</u>及び座席指定料金を加算して支給できること。 イ （略） ウ （新設）</p> <p>(4) 旅行命令の変更等があった場合の取扱い 割引切符の購入後において、旅行命令の変更等があった場合は、次によるものとする。 ア （略） イ 公務の都合による旅行命令の変更により、鉄道の利用日が割引切符の有効期間から外れる場合にあっては、割引切符を利用しない場合の計算による鉄道賃（概算払を行った場合にあっては、割引切符を利用しない場合の計算による鉄道賃と割引切符により計算した鉄道賃の差額）を旅費（鉄道賃）として支給するとともに、所定の払い戻し手続きをとったにもかかわらず払い戻しを受けることができなかった額を旅費（損失</p>

<p>を旅費（損失旅費）として支給する。</p> <p>2 片道50キロメートル未満の旅行における特別急行列車の利用について</p> <p>(1) 次のア又はイに定める場合で、旅行命令権者が特別急行列車を利用して旅行する必要があると認めた場合については、条例第13条第2項第2号の規定する「やむを得ない事情」として、当該旅行において現に支払を要する特別急行料金を運賃に加算して支給することができるものとする。</p> <p>ア 旅行前後の公務との関連、旅行の出発時刻又は帰着時刻等を勘案し、移動時間（待機時間、乗継ぎ時間等を含めるトータルの移動時間）の短縮が必要なこと</p> <p>イ その他公務を遂行するために特別急行列車への乗車が必要なこと</p> <p>(2) 加算の対象とする特別急行料金 加算の対象とする特別急行料金は、自由席特別急行料金又はSきっぷ料金（道外における同様の割引きっぷを含む。）に限るものとし、加算する額は、次に掲げるとおりとする。 ア～イ（現行どおり）</p> <p>3 片道50キロメートル以上の区間において特別急行列車を利用せずに旅行する場合の取扱い 片道50キロメートル以上の区間を、特別急行列車を利用せずに旅行する場合については、特別急行料金を支給しない。</p>	<p>旅費）として支給する。</p> <p>2 100キロメートル未満の旅行における特別急行列車の利用について</p> <p>(1) 次のア又はイに定める場合については、旅費条例第13条第2項第1号の規定にかかわらず、当該旅行において現に支払を要する特別急行料金（旅費条例第13条第2項第2号の規定により支給される急行料金がある場合は当該急行料金の額を除算した額）を運賃に加算して支給することができるものとする。</p> <p>ア 一般に特別急行列車を利用することが「通常の経路」と同等であると認められる区間（特別急行列車を運行する線路における片道50キロメートル以上の区間をいう。）において、旅行命令権者が特別急行列車を利用して旅行する必要があると認めた場合</p> <p>イ アによるもののほか次のいずれかの事項に該当し、旅行命令権者が特別急行列車を利用して旅行する必要があると認めた場合</p> <p>(ア) 旅行前後の公務との関連、旅行の出発時刻又は帰着時刻等を勘案し、移動時間（待機時間、乗継ぎ時間等を含めるトータルの移動時間）の短縮が必要なこと</p> <p>(イ) その他公務を遂行するために特別急行列車への乗車が必要なこと</p> <p>(2) 加算の対象とする特別急行料金 加算の対象とする特別急行料金は、自由席特別急行料金又はSきっぷ料金（道外における同様の割引切符を含む。）に限るものとし、加算する額は、次に掲げるとおりとする。 ア～イ（略） （新設）</p>
---	---

各 課 長  
各 教 育 局 長  
各 所 管 機 関 の 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長  
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育庁教育職員局給与課長

旅費計算に係る鉄道賃の取扱いについて(通知)

このことについては、「北海道職員の旅費に関する条例」(昭和28年北海道条例第38号。以下「条例」という。)第13条の規定によるほか、平成30年4月1日以降に出発する旅行からは、この取扱いによることとしてください。

これに伴い「旅費計算に係る鉄道賃の取扱いについて」(平成28年3月25日付教給第1146号)は廃止します。

#### 記

#### 1 割引料金の適用

旅費計算に係る鉄道賃の割引料金の適用については、次のとおり取り扱うこととします。

##### (1) 「通常の方法」として旅費計算の対象とする割引きっぷ

道内における次の割引きっぷについては、条例第7条に規定する「通常の方法」として旅費計算の対象とする。(道外における同様の割引きっぷを含む。)

- ア 乗車券往復割引きっぷ
- イ 指定席往復割引きっぷ(Rきっぷ)
- ウ 自由席往復割引きっぷ(Sきっぷ)

##### (2) 旅費計算の対象とする区間

次の場合において、割引きっぷを利用して旅行を行うことが最も経済的であるときは、当該割引きっぷの額に基づいて旅費を計算する。

ただし、Rきっぷ又はSきっぷの設定がある区間でも、片道50キロメートル未満の区間(Sきっぷについては、2に規定する旅行命令権者が特別急行列車を利用して旅行する必要があると認めた区間を除く。)についても、条例第13条第2項第1号の規定により、旅費計算の対象としない。

- ア 往復の乗降区間と割引きっぷの設定区間が同一である場合
- イ 往復の乗降区間が割引きっぷの設定区間に含まれる場合
- ウ 往復の乗降区間の一部に割引きっぷの設定区間が含まれる場合

##### (3) 急行料金及び座席指定料金の支給

ア 「乗車券往復割引きっぷ」により旅費計算を行う場合で、片道50キロメートル以上の区間については、特別急行料金(2に基づき、運賃に加算して支給される特別急行料金を含む。)を、また、片道100キロメートル以上の区間については、特別急行料金及び座席指定料金を加算して支給できること。

イ Sきっぷにより旅費計算を行う場合(片道100キロメートル未満の区間を除く。)については、座席指定料金を加算して支給できること。

ウ 「乗車券往復割引きっぷ」又はSきっぷにより旅費計算を行う場合で、片道100キロメートル

未満で全席指定の場合については、座席指定料金を加算して支給できること。

(4) 旅行命令の変更等があった場合の取扱い

割引きっぷの購入後において、旅行命令の変更等があった場合は、次によるものとする。

- ア 公務の都合による旅行命令の取消しにより、所定の払い戻し手続きをとったにもかかわらず払い戻しを受けることができなかった額が生じた場合については、当該額を旅費（損失旅費）として支給する。
- イ 公務の都合による旅行命令の変更により、鉄道の利用日が割引きっぷの有効期間から外れる場合にあつては、割引きっぷを利用しない場合の計算による鉄道賃（概算払を行った場合にあつては、割引きっぷを利用しない場合の計算による鉄道賃と割引きっぷにより計算した鉄道賃の差額）を旅費（鉄道賃）として支給するとともに、所定の払い戻し手続きをとったにもかかわらず払い戻しを受けることができなかった額を旅費（損失旅費）として支給する。

2 片道50キロメートル未満の旅行における特別急行列車の利用について

- (1) 次のア又はイに定める場合で、旅行命令権者が特別急行列車を利用して旅行する必要があると認められた場合については、条例第13条第2項第2号の規定する「やむを得ない事情」として、当該旅行において現に支払を要する特別急行料金を運賃に加算して支給することができるものとする。
  - ア 旅行前後の公務との関連、旅行の出発時刻又は帰着時刻等を勘案し、移動時間（待機時間、乗継時間等を含めるトータルの移動時間）の短縮が必要なこと
  - イ その他公務を遂行するために特別急行列車への乗車が必要なこと

(2) 加算の対象とする特別急行料金

加算の対象とする特別急行料金は、自由席特別急行料金又はSきっぷ料金（道外における同様の割引きっぷを含む。）に限るものとし、加算する額は、次に掲げるとおりとする。

ア Sきっぷが設定されている区間の場合

(ア) 往復の旅行区間に対し加算する場合

Sきっぷを利用した場合の鉄道賃と往復の運賃の差額

(イ) 往路又は復路のいずれかの旅行区間に対し加算する場合

自由席特別急行料金の額

ただし、往復の運賃に片道分の自由席特別急行料金を加算した額よりも、当該区間に係るSきっぷの額（旅行区間の一部にSきっぷが設定されている区間がある場合は、当該Sきっぷの額とSきっぷが設定されていない区間に係る往復の運賃とを合計した額）が安価となる場合は、Sきっぷを利用した場合の鉄道賃と往復の運賃との差額を加算する。なお、この場合にあつては、往復での特別急行列車の利用が可能となること。

イ Sきっぷが設定されていない区間の場合

自由席特別急行料金の額

3 片道50キロメートル以上の区間において特別急行列車を利用しない場合の取扱い

片道50キロメートル以上の区間を、特別急行列車を利用せずに旅行する場合については、特別急行料金を支給しない。

(給与制度グループ)

(参考)

< 2 (1) 関係 >

- ・ アについては、「旅行の出発前又は帰着後において会議その他の用務に出席（従事）するため、特別急行列車を利用しなければ当該用務及び旅行先用務の全てを遂行できないこと」や「旅行の出発時刻若しくは帰着時刻が通常勤務時間帯から大きく外れるため、特別急行列車の利用により職員の身体的負担の軽減を図ること」などを理由とした移動時間の短縮を指す。
- ・ イについては、「公務を遂行するため鉄道を利用しようとする時間帯に特別急行列車以外の列車が運行していない場合」や「特別急行列車への乗車そのものが公務の一環である場合」などに特別急行列車に乗車することを指す。

事 務 連 絡  
令和2年(2020年)3月19日

各 課 担 当 主 幹  
各 教 育 局 企 画 総 務 課 長  
各 所 管 機 関 担 当 課 ( 事 務 ) 長  
札幌市を除く各市町村教育委員会担当課長

北海道教育庁総務政策局総務課主幹

旅費計算に係る鉄道賃の取扱いについて

このことについては、「旅費計算に係る鉄道賃の取扱いについて」(平成30年3月30日付け北海道教育庁教育職員局給与課長通知。以下「通知」という。)で通知したところですが、これに伴う事務取扱いについては、令和2年(2020年)4月1日以後に出発する旅行から次のとおりとしますので、お知らせします。

なお、これに伴い「旅費計算に係る鉄道賃の取扱いについて(平成31年3月29日付け事務連絡)」は廃止します。

記

#### 1 割引料金の適用関係

(1) 割引きっぷの適用に当たっては、割引きっぷを利用した場合の鉄道賃と利用しない場合の鉄道賃を比較のうえ、安価な場合は当該割引きっぷに基づいて旅費を計算すること。

#### (2) 割引料金を適用する場合の旅費請求内訳書の記載方法

割引きっぷにより旅費計算を行う旅行で、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する学校職員(以下「市町村立学校職員」という。)が旅費請求内訳書を作成する場合又は市町村立学校職員以外の職員が手計算処理による旅費請求内訳書を作成する場合は、次によることとする。

ア 割引きっぷの区間、種類を備考欄に記載する。

イ 割引きっぷの往路の利用日の「JR運賃(路程)」欄(旅費請求内訳書)に割引きっぷの料金を記載する。

また、乗車券往復割引きっぷ又はSきっぷを利用した場合で、特別急行料金又は座席指定料金を加算する場合は、当該料金を利用日の「急行料金」欄に記載する。

#### (3) 旅行命令の変更があった場合の取扱い

ア 通知1(4)アの場合には、払戻しを受けようとする者の申し出によりJR等が発行する払戻額が明らかになる書類(以下「払戻額計算書」という。)を旅行命令簿兼旅費請求書に添付するものとする。

イ 通知1(4)イの場合には、次のいずれかを旅費請求書に添付するものとする。

(ア) 一部払戻しを受けた場合は払戻額計算書

(イ) 払戻しを受けることができなかった場合は未使用の割引切符

なお、払戻しを受けることができなかった場合には、その理由を損失旅費等請求調書の「損失事由又は喪失事由」欄に明記しておくものとする。

2 片道 50 キロメートル未満の旅行における特別急行列車の利用について

通知 2 に基づき特別急行料金を加算して支給する場合には、次のとおり取り扱うこと。

(1) 旅行命令簿兼旅費請求書の「命令変更等又は摘要」欄の記載について

「〇〇～△△間：移動時間短縮（又は公務遂行の必要）のため特急列車利用（50km 未満）を認める」と記載し、旅行命令権者が押印

(2) 添付書類

旅行者に領収書その他の支払を証明するに足る書類（旅行者の氏名、支払額及び支払った日が明らかなものに限る。以下「領収書等」という。）を添付させるものとする。

ただし、職員以外の者及び特別職非常勤職員の旅行に限り、領収書等がやむを得ず得られない場合については、領収書等に代えて別記様式の例による特別急行料金支払申出書を提出させるものとする。

3 片道 50 キロメートル以上の区間において特別急行列車を利用しない場合について

通知 3 に基づき特別急行料金を支給しない場合には、旅行命令簿兼旅費請求書の「命令変更等又は摘要」欄に、特別急行列車を利用しない旨記載するものとする。

(給与制度グループ)



(別記様式)

特別急行料金支払申出書

特別急行列車利用区間	現に支払を要する特別急行料金	支 払 年 月 日

上記のとおり支払ったことを申し出ます。

年 月 日

住所

氏名

印

新旧対照表

○旅費計算に係る鉄道賃の取扱いについて（事務連絡）

新	旧
<p>1 割引料金の適用関係</p> <p>(1) 割引<u>きっぷ</u>の適用に当たっては、割引<u>きっぷ</u>を利用した場合の鉄道賃と利用しない場合の鉄道賃を比較のうえ、安価な場合は当該割引<u>きっぷ</u>に基づいて旅費を計算すること。</p> <p>(2) 割引料金を適用する場合の旅費請求内訳書等の記載方法</p> <p>割引<u>きっぷ</u>により旅費計算を行う旅行で、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する学校職員（以下「市町村立学校職員」という。）が<u>旅費請求内訳書</u>を作成する場合又は市町村立学校職員以外の職員が手計算処理による旅費請求内訳書を作成する場合は、次によることとする。</p> <p>ア 割引<u>きっぷ</u>の区間、種類を備考欄に記載する。</p> <p>イ 割引<u>きっぷ</u>の往路の利用日の「JR運賃（路程）」欄（旅費請求内訳書）に割引<u>きっぷ</u>の料金を記載する。</p> <p>また、乗車券往復割引<u>きっぷ</u>又はS<u>きっぷ</u>を利用した場合で、特別急行料金又は座席指定料金を加算する場合は、当該料金を利用日の「急行料金」欄に記載する。</p> <p>(3) 旅行命令の変更があった場合の取扱い</p> <p>ア 通知1(4)アの場合には、払戻しを受けようとする者の申し出によりJR等が発行する払戻額が明らかになる書類（以下「払戻額計算書」という。）を旅行命令簿兼旅費請求書に添付するものとする。</p> <p>イ 通知1(4)イの場合には、次のいずれかを旅費請求書に添付するものとする。</p> <p>(ア) 一部払戻しを受けた場合は払戻額計算書</p> <p>(イ) 払戻しを受けることができなかった場合は未使用の割引切符</p> <p>なお、払戻しを受けることができなかった場合には、その理由を損失旅費等請求調書の「損失事由又は喪失事由」欄に明記しておくものとする。</p>	<p>1 割引料金の適用関係</p> <p>(1) 割引<u>切符</u>の適用に当たっては、割引<u>切符</u>を利用した場合の鉄道賃と利用しない場合の鉄道賃を比較のうえ、安価な場合は当該割引<u>切符</u>に基づいて旅費を計算すること。</p> <p>(2) 割引料金を適用する場合の旅費請求内訳書等の記載方法</p> <p>割引<u>切符</u>により旅費計算を行う旅行で、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する学校職員（以下「市町村立学校職員」という。）が<u>旅費概算精算請求書</u>を作成する場合又は市町村立学校職員以外の職員が手計算処理による旅費請求内訳書を作成する場合は、次によることとする。</p> <p>ア 割引<u>切符</u>の区間、種類を備考欄に記載する。</p> <p>イ 割引<u>切符</u>の往路の利用日の「<u>鉄道賃</u>」欄中の「<u>運賃</u>」欄（<u>旅費概算精算請求書</u>）又は「JR運賃（路程）」欄（旅費請求内訳書）に割引<u>切符</u>の料金を記載する。</p> <p>また、乗車券往復割引<u>きっぷ</u>又はS<u>きっぷ</u>を利用した場合で、特別急行料金又は座席指定料金を加算する場合は、当該料金を利用日の「急行料金」欄に記載する。</p> <p>(3) 旅行命令の変更があった場合の取扱い</p> <p>ア 通知1(4)アの場合には、払戻しを受けようとする者の申し出によりJR等が発行する払戻額が明らかになる書類（以下「払戻額計算書」という。）を<u>旅費概算精算請求書（市町村立学校職員に限る。）</u>又は<u>旅行命令簿兼旅費請求書（市町村立学校職員以外の職員に限る。）</u>に添付するものとする。</p> <p>イ 通知1(4)イの場合には、次のいずれかを旅費請求書に添付するものとする。</p> <p>(ア) 一部払戻しを受けた場合は払戻額計算書</p> <p>(イ) 払戻しを受けることができなかった場合は未使用の割引切符</p> <p>なお、払戻しを受けることができなかった場合には、その理由を損失旅費等請求調書の「損失事由又は喪失事由」欄に明記しておくものとする。</p>
<p>2 <u>片道50キロメートル未満</u>の旅行における特別急行列車の利用について</p> <p>通知2に基づき特別急行料金を加算して支給する場合には、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 旅行命令簿兼旅費請求書の「命令変更等又は摘要」欄の記載について</p> <p>「〇〇～△△間：移動時間短縮（又は公務遂行の必要）のため特急列車利用（50km未満）を認める」と記載し、旅行命令権者が押印</p> <p>(2) （現行どおり）</p>	<p>2 <u>100キロメートル未満</u>の旅行における特別急行列車の利用について</p> <p>通知2に基づき特別急行料金を加算して支給する場合には、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) <u>旅費概算精算請求書の備考欄</u>又は旅行命令簿兼旅費請求書の「命令変更等又は摘要」欄の記載について</p> <p>ア <u>利用する区間が50キロメートル以上の場合</u>「<u>〇〇～△△間：特急列車利用（50km以上）を認める</u>」と記載し、旅行命令権者が押印</p> <p>イ 利用する区間が50キロメートル未満の場合「<u>〇〇～△△間：移動時間短縮（又は公務遂行の必要）のため特急列車利用（50km未満）を認める</u>」と記載し、旅行命令権者が押印</p>

<p>3 片道50キロメートル以上の区間において特別急行列車を利用しない場合について</p> <p>通知3に基づき特別急行料金を支給しない場合には、旅行命令簿兼旅費請求書の「命令変更等又は摘要」欄に、特別急行列車を利用しない旨記載するものとする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	----------------------------